

明治教育史の思想的背景

大石良材

〔要約〕わが国における近代思想史の発展過程において、教育制度の普及発達という広汎なその地盤が、従来あまり顧られなかつたことは、その記述をとかく一面的なものとした理由の一つである。人民の欲求と思维がいかなる型態のうえに形成せられ、それが思想界の動向に対して、いかに反映せられてゆくものであるかという問題の検討は、日本近代化の一般的事実のうちに、近代思想の発展を把握する前提をなすものであらうと思われる。したがつて本稿においては、明治初年における普通教育の制度史的発展を、その思想史的意義においてとらえてみた。その後における教育制度および教育思想の発展は、職業教育を中心とする問題として他日にゆする。

一 教育制度の展開

我が国における近代教育史の発展は、いうまでもなく日本の近代化の過程のうちに、その歴史の所産として意義づけられる。それは政治的のみならず、社会的・経済的な諸

情勢を含んだ、歴史的國家のそれぞれの発展段階に照応し、國家権力の下における國民的形成の思想的・文化的意義の現實規定をその内容としている。明治時代の前半期を通じて我が國の近代教育は、絶対主義の形成とその確立という政治過程によつて、極めて強固な國家主義的な形態と内容

とを賦与せられるにいたつた。開明的絶対主義の下に発足した教育制度が歩んだ道は錯雑を極めたものであつた。その後の自由民権運動との激しい政治闘争のうちに、その再編成を完遂した天皇制絶対主義の確立にいたるまで、その抗争のうちにくちだされた近代的思维の諸型態が指摘せられる故にである。

明治初年における教育制度の出發は、新政府が行つたあらゆる国内的諸施策とおなじく、旧幕時代における封建的体制の廢絶と、それにかわる近代的教育体系の育成とその確立とであつた。

一八七二年に頒布された「学制」は、藩費＝寺小屋の体制という全国的に普遍していた強靱な旧教育の實態を否認し、あらたに近代教育の形態とその理念とを提示するものであつた。「被仰出書」が、その但書において、「但從來沿襲の弊學問は士人以上の事とし國家の爲にすと唱うるを以て學費及其衣食の用に至る迄多く官に依頼し之を給するに非ざれば學ざる事と思ひ一生を自棄するもの少からず是皆惑えるの甚しきもの也自今以後此等の弊を改め一般の人

民他事を抛ち自ら奮て必ず學に従事せしむべき様心得べき事^①と説諭していることに、先ず留意しなければならぬ。そこに強調されているものは教育の封建的特権形態の否定であり、近代的社會關係への教育の解放である。一般人民がその子弟を就學させる上において、「學問は身を立るの財本ともいふべきもの」であるから、教育は当然人民自身の負担によつてなされるべきである。この論理こそ「学制」に端的に表明せられたブルジョワ民主主義の性格であつた。

また、「学制」は中央集権的な制度体系の新奇な類型描寫を試みて、「大中小学区ノ事」、「学校ノ事」にはじまり、全篇百九章、さらに「学制二篇」を追加する広汎な規定を含んでいる。幕藩体制下における旧教育が、依然として命脈を保ち続けていた当時の教育の實態に対して、近代教育はそのような完型において誇示されるべき理由を持つていたのである。それとともに、「学制」のそのような形態が、きわめて観念的でしかあり得なかつたことも、見逃すことが出来ないであろう。何故ならば、新政府は幕府施設の近

代技術教育機関を接収し得たにとどまり、また地方においても各藩の諸学校の近代化が漸く開始せられていたに過ぎなかつたからである。したがつて、「学制」を「謂わばフランス学制の反訳に過ぎない」と評することは、その限りにおいては正しいと見るべきである。なお、「蓋しその当時フランスはナポレオン三世がコンサル政治に做つて中央集権制を強化した時代であつて、それは恰も明治新政府が教育制度を國家に依り中央集権的に統一せんとすの要求に適応したものであつた。」^⑤ という指摘は、絶対主義への志向が政府官僚の頭腦の中に早くも看取せられることを物語るものであり、その後の教育制度の推移に極めて示唆的な意義を有するのである。

近代教育の類型として示された「学制」は、一八七三年以降およそ十数年にわたつて、教育の現実の上に教育制度として具体的な展開をみる。学監モルレーが

「蓋此学制ハモト帝國ノ事情ニ從ツテ施ス可キ概略ヲ摹ルモノニシテ、一々其實効ヲ見ルハ多年ノ事業ニシテ、之ヲ實地ニ經驗スルノ活用ニ至テハ、亦改称スルコトナカル可ラズ」^⑥

と上申している趣旨は、その間の経緯を明瞭に指示している。当時文部省にあつて教育行政の責任的地位にあつた田中不二麻呂の述懐もまた同様の点を指摘している。「学制」の実施はその改変であつたといつても過言ではない。政府がその改変の理由として見出したものは財政的理由であつた。加うるに一八七七年の西南戦争は多大の戦費を紙幣濫発に仰ぎ、戦後における教育費の削減は、遂に「教育令」への改訂をみるまでに至つた。

一八七九年文部省は「学制」を革めて「教育令」にかえ、いわゆる教育の干渉主義を自由放任主義に変更せざるを得なかつた。越えて一八八〇年の「改正教育令制定理由」における文部上申は、その間の経緯を稍々具体的に論じている。

「夫レ学制ノ頒布ニ當リ、執事者意ヲ成功ニ鏡クシ、校舍ヲ壮大ニシ、外観ヲ裝飾スノ事往往ニシテ免レズ。是ニ於テカ、學問ノ益未ダ顯ハレズシテ、人民之ヲ厭フノ念先ヅ生ズ。(中略)前日ノ弊タル学制ノ主義ニアラズシテ、施行ノ宜シキヲ失フニアリ。干渉ノ過度ニアラズシテ、干渉ノ塗徹ヲ過ツニヨレリ。何ントナレバ前日ノ干渉スル所ハ、唯学校ノ設立費用ノ募集等専ラ外部ノ

事ニ止マリ、授業ノ得失ヲ考へ、殺途ノ緩急ヲ察スルガ如キ内部ノ事ニ至テハ、其意ヲ経ル蓋シ寡ケレバナリ。」^④

教育普及のための干渉主義は、全人民的な反撃によつて動揺せしめられたばかりでなく、国家財政の危機において暫く中絶せざるを得なかつた。しかもなお、過少な教育費による国家的要請に基く教育施設の推進と皇道教育の助長とが企図せられたのである。それはすでに絶対主義的国家権力機構確立の日程に、教育制度の整備が上せられていることを窺わせるものである。その教育における干渉主義とは「其政府ノ如何ニ関セズ、苟モ文明ヲ以テ称セラルル国ニシテ、普通教育ノ干渉ヲ以テ政府ノ努メトセザルハナシ。是レ豈普通教育ハ、其国運ニ関スル最大ナルガ故ニアラズヤ。」^⑤という、国権主義に立脚する官僚的意識の上に反映せられた近代教育観である。したがつて、改正教育令が「普通教育ノ衰頹ヲ挽回スルコト」を目的として、前年における教育令のもとに財政的理由によつて一時放任せられた監督制度の再強化を企図したことは、いわば必然的な過程であつたとせられよう。しかも依然として困難な国家財

政の下において、その普通教育の振興が官僚的な立場から策せられたのは、自由民権運動の全国的発展に対する反動的施策の一環としての意味においてであつた。一八八一年の改正令は従来補助金を廃止し、わずかに学校生徒教員等の奨励賞与の途を開くにとどめざるを得なかつた。それは経済界における「深刻な沈衰期」の開口と時期を同じくしている。

「頻年物価低落金融否塞シ民間ノ困弊頗ル甚シ」かつた一八八〇年代の前半——天皇制絶対主義確立の前進期にあたる——において、政府はさらに「教育令」を改変して（一八八五年）、「学資節約」（財政的負担の軽減——私記）のため小学教場の制を認め、小学校における授業料徴収を定めるなど農村の破局的恐慌に対する彌縫策に出たが、わずか八カ月その実施をみぬ間に、一八八六年の春に始まる「帝国大学令」・「師範学校令」・「小学校令」・「中学校令」および「諸学校通則」などのいわゆる諸学校令の公布が行われた。それらの教育制度の更改は、国家権力の財政的要請のもとに、「安価なる教育」としての宿命を負つていたと

言わねばならない。新たに文部大臣となつた森有礼は、彼の謂うところの「経済主義」に基き、絶対主義的教育制度の完成に向つて邁進した。あだかもそれが我が国における資本主義生産の急激な発達、急激な蓄積が促進された時期にあつていたことは、絶対主義確立期における一つの指標となるものであらう。その経済主義なるものは、彼をして語らしむれば次の如き意義を包蔵している。

「森氏嘗て曰く、『強ひて余の主義を問はば、経済的教育主義なりと答へん』と。蓋し智力若しくは勞力、金力とを問はず、苟も費したる力にして充分の効験を顯はさしむるを言ふなり。』^①

今や全人民の上に聳立する絶対主義の確立へ向つて、国家教育体系の樹立はその経済的諸情勢をのりこえて急調を以て転移した。森は國務大臣として嚆矢とされる演説を東京および東北地方において行い、「国家独立の事業を孳んが為に学政を行うものとせば。今將に実施せられんとする所の地方自理の制度に伴随して之を行わざるべからず。」^②という明確な文教政策の国家権力機構への結合を意識していた。天皇制絶対主義の権力機構の社会的基盤として設定せ

られた府県制、特に郡制を予想する教育体系の実現形態が、森の脳裡を去来していたと見るべきであらう。「夫れ然り諸学校を通し学政上に於ては生徒其人の為にするに非ずして国家の為にすることを始終記憶せざるべからず。」^③という国家至上主義の理念の下において、帝国大学の目的・師範学校の兵營的経営・東アジアにおける「支那商人」の競争者養成としての商業教育等に認められるものは、全く官僚的護國精神の物的基礎の設定に外ならなかつた。「学制」にはじまる明治初年の教育制度の展開は、その国家的理由により絶対主義形成の側面として行われた。しかしながら、その現実としての学校教育の状態は、国家権力確立の過程を通じて認められる継起する経済的矛盾の激成下に、「安価なる教育」という国家財政の現実的要求にうちひしがれて、官僚機構の片隅においやられたばかりでなく、官僚的政治意図のもとにその奴婢としての地位に顛落したのであつた。

① 『学事奨励に関する被仰出書』(『明治以降教育制度発達史』第一卷、二七七頁。)

- ② 山下徳治著『教化史』「日本資本主義發達史講座」所収）一
二・一三頁。）
- ③ 『ダビッド・モルレー申報』〔明治文化全集〕第十卷、一三〇頁。）
- ④ 『教育令制定理由』〔明治文化全集〕第十卷、三八三頁。）
- ⑤ 同上書、三八七頁。
- ⑥ 西園寺公望『明治教育史要』〔開国五十年史〕上卷、六九四頁。）
- ⑦ 木村匡編『森先生伝』二二三頁。
- ⑧ 同上書、一四三頁。

二 普通教育の現実

明治初年における教育の階級性はいかにして發展せしめられたか。それは全くの当初から極めて明瞭な階級性をもつていた。たしかに「学制」にせめされた「一般の人民華士族士農及婦女子必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期」したブルジョワ民主々義は、封建的身分制度の廃絶を四民平等の國是的宣言として、あだかも政府の開明政策の一端を担うが如き観を呈している。しかし制度的改廃の事実にも拘らず依然として身分的觀念は支配的であつた

というべきである。地租改正にもなつて農村を中心に異常な速度をもつて進行する階級分化の事實は、広く国民層のうち大きな富の懸隔をもたらした。普通教育実施の社会的構造はこの階級分化の事實を除外して考えることはできないであらう。義務教育制度の実施はこころでただちに「小前の者共」という、農村ならびに都市における貧窮なる階級へつきあたつたのである。しかし身分制を否定するブルジョワ民主々義の啓蒙的役割は、このような事實を無視して干渉主義といわれた強制教育を生んだ。「今日の如き大多数の無学者存在する間は一國独立の實を鞏固にすること甚難し。貧民と雖。粗末なる教育にても之を受け國民として活動し以て國民たるの義務を尽し得るまでに至らざれば。國家の富強は期し得ざるもの」^①とは、「学制」發布以後十数年を経過した一八八八年において、なお説かれねばならなかつた言葉である。

この國民皆学としての当時の「強迫教育」の成果は、累年の「文部省年報」に示されている。小学校就学数として統計に上つた百分率は一八七四年において三二%、逐年漸

増して一八八三年には五〇%に及んでいる。その数字は国民教育の普及の顯著であることを物語り、ブルジョワ民主主義の教育理念は一応達成せられているかの如き感を抱かせる。しかしながら、さらに詳細に当時の学校なるものの実態を検討するならば、その過誤であることは明瞭となろう。いま「学制」頒布に先立つて我が国で最初に小学校を設置し、学区制度を採用した京都市を含む京都府の統計をみると、一八七八年における小学生徒進級者は全数五万九千百九十三名。うち男子は六四・六六%、女子は三五・三四%であるが、最下級（下等第八級）は全数の四五・二二%をしめて半ばに近く、その男子は二六・一九%、その女子は一九・〇三%である。一八八一年になるとその比率は逡減して、最下級（初等科第六級）の生徒数は全数の三五・五〇%になつてゐる。さらに、次級との比較によれば、学級の半数をしめる児童が僅か半年間しか在学せず、学校は大多數の最下級の生徒を主として収容していることが明瞭である。一八七六年京都府と文部省との間に交された「就学法略則」に関する文書において、文部省は学令八ヶ

年間毎年三ヶ月以上の通学を頗る難事とし、就学は学校における授業のみを意味せず、自宅にあつて父母あるいは家庭教師による学習をも認めるという見解をしめしている。

この寛大な取扱いが実際においては、経済的に就学できない家庭に対する学事関係者の督励と勸奨の不徹底を合理化する便宜的処置であること、今日と變るところがない。強迫教育と非難された普通教育の実態はまさにかかるものであつた。学令児童の約半数の就学ならびに、極めて著しい逡減率をもつた小学生徒の進級率は、まさに児童の家庭の経済状態を物語るものでなくてはならない。貧窮者が教育の必要を自覚していないという意識の問題ではなくして、短期間の学校教育を受ける余裕もない程の低い生活水準に置かれていた大多數の国民の存在が、その前提となつてゐる社会状態を正視することから出発しなければ、強迫教育の意義を正当に理解することは出来ないと言わねばならぬ。

森は教育費負担の不均衡を官僚的立場より容認せざるを得なかつたが、次のごとくいささか義憤をこめて述べてい

る。「封建時代に於て士族以上の者が受けたる教育費は。概して藩主之を支弁したるも其実皆之を農民に仰げり。明治新政府以来四民共学の政漸く行われたるも富者の子弟の教育費は専ら貧者の支弁に属し今日に至りても尙未だ其不公平なるを悟らざる者多し。(中略)元来富者は貧者の子弟教育を助くべきものなるに反て助けらるるも之を悟らざるは実に歎すべき次第なり。」^④官僚の超階級的立場に特立する社会政策学的論理が、一八八〇年代における教育行政に極めて観念的にはあるが、すでに萌していることは特殊学校の設置についても認められるところである。ただ民間のブルジョワ自由主義者は、大多数のより貧窮なる者の犠牲において一部の貧窮者の利益が保証せられるという論理をもつて、貧窮者の利益のためではなく、彼等自身の利益のために、政府の干渉主義を攻撃する材料に用いた。官僚もまた階級対立の事実を無視して超階級的な調停者としての立場に立ち強迫教育の正当さをそこに見出し得たのである。したがつて普通教育の強行に対する人民的反対は、単なる教育実用論の如き観念的なものではあり得なかつた。

貧民は教育を意識せずという識者の考は、その現実に対する素朴な経験的知識に基いていたのではなく、貧民と教育とを分離する彼等の階級性から生れてた先入見であつたと見るべきであらう。「学制」施行後にあらわれている学校反対運動は、政府の経済政策に対する人民の反抗を広汎に結びつけた騒擾のうちに、その意義を見出すことができる。数多い事例ではないが、「明治初年農民騒擾録」に収められた記録は、強迫教育の人民に対する關係を明白に示している。一八七三年の美作国騒擾、香川(名東)県豊田・三野・多度・那河・河野・鷗足・香川七郡騒擾、福岡県嘉麻・穂波二郡始県下騒擾においては、小学校の焼破せられたもの合計九十五に及んでいる。なお一八七六年の三重・愛知・岐阜・堺四県下騒擾は、東日本における茨城県那珂郡石塚村外二十九村騒擾とならんで、翌年の減租を勝ち得た大一揆であつたが、やはり多くの騒擾と同じく区戸長宅とともに、七箇の小学校が焼破せられたのであつた。学校焼打は単なる暴民の破壊的行動ではなく、騒擾の性質に内的な関連をもつている。茨城県下の騒擾の端初となつた真

壁郡の騷擾では、民力緩和の六項目のうち「学校賦課」の廃止があげられている。その理由は地租改正・田島新租の不当とならんで「其他学費村費等徴求煩苛民力堪えず」^⑤とせられたのである。また「綾部莛旗」として知られた一八七三年の京都府何鹿郡村々騷擾は、その要求に「苛酷な旧幕府貢租そのままの明治新政府の継承と徴兵制学校入用その他の反対」^⑥を掲げていた。第一にかかげられた学校入用費については、その半期二十五銭を負担できない者の申請免除が認められたのであつた。

「強迫教育」は以上の事実に徴して明かなように、その児童を教場に駆りたてることではなかつた。前節に引用した「改正教育令制定理由」の文中に、「執事者意ヲ成功ニ鏡クシ、校舎ヲ壮大ニシ、外観ヲ裝飾ス」る結果「人民之ヲ厭フノ念先ズ生ズ」とあるのは、学校設立に對する人民の経済的負担が公課の性質を帯びて、貧窮者を圧迫せざるを得なかつた事情を物語るものである。^⑦

さらに、その「強迫教育」の意味するものを、人民はその置かれた国家権力機構構下において実感し、国家主義教育

の本質を明確に認識していたことは、かの有名な農民の言によつて明かである。「我れ我れ如き瘦せ身代にてようようと子供を育てあげ、何うやら草刈りの手伝いにでもなろうと云う処を学校へ入れ、苦しい思いで学問させた処が彌々一人前になると徴兵に引上げられ、政府の御用を達するのみか事によりては命も捨てねばならぬと云う訳では何のことはなく自分弁当で無賃の日傭を稼ぐものなれば、如何な算盤でも割の合わぬ勘定なり。」^⑧学校はもはや、人民の啓培のための教育の場ではなく、国家目的を遂行する機関として国民の多数の前に圧迫的な極端として立現われたのである。一八八〇年代の後半に自由党左派の指導下に戦われた各地の暴動が、すてに「ブルジョワ民主主義の粹を逸出して社会主義的な性格をもつもの」とせられていることは贅言を要しない。そこにもまた農民の生活に反戻する学校のあり方がしめされている。そのためには、一八八四年の秩父事件における農民の四つの要求のうち、「学校費を省くため三ケ年間休校を県庁に迫ること」^⑨がふくまれていることを指摘すれば足りるであろう。そうしてこれら

の人民に課せられた教育と学校とに対する義務とその負担とが、当時の教育論においてどのように認識されていたであろうかという問題に至つては、それはただ下等の人民の愚昧として放擲せられていたにすぎなかつたのである。

- ① 「森先生伝」一八二頁。
- ② 文部省年報によつて京都府の統計を例示する。なお全国的統計との比較のためその表示法を、仲新著『近代教科書の成立』中に掲出された年級別在籍歩合表によつた。詳しくは同書参照。また玉城肇著『明治維新の諸変革が生活様式に及ぼした諸影響』（日本資本主義発達史講座）所収）四五・四六頁。
- ③ 「明治教育史」二四七頁以下は示唆的である。
- ④ 「京都府教育史」上、四二五・四二六頁。
- ⑤ 「森先生伝」一八〇・一八一頁。
- ⑥ 土屋・小野編著『明治初年農民騒擾録』五三頁。
- ⑦ 「何鹿天田一揆年表」（加藤宗一著「三丹百姓一揆物語」第一集、三四頁）。
- ⑧ 信夫清三郎『自由民権と絶体主義』（社会構成史大系）所収）一〇頁。沼田琢成学校の工事（服部之総「自由民権と封建賃租」・「思索」第九号よりの引用文）参照。
- ⑨ 玉城肇著『明治教育史』三五・三六頁。
- ⑩ 井上幸治『秩父事件』（歴史評論）第四卷・第八号、四三頁。

註② 附表	1875年		1878年			1881年		
	男	女	男	女	計	男	女	計
上等第一級			0.01	—	0.01	0.01	—	0.01
二			—	—	—	0.02	—	0.02
三			—	—	—	0.03	0.00	0.03
四			0.01	—	0.01	0.05	—	0.05
五			0.02	—	0.02	0.09	0.00	0.10
六			0.04	0.01	0.05	0.20	0.01	0.21
七			0.08	0.02	0.10	0.45	0.05	0.49
八			0.43	0.06	0.48	1.23	0.16	1.39
下等第一級	—	—	0.86	0.13	0.98	1.95	0.37	2.32
二	—	—	1.54	0.24	1.78	2.84	0.89	3.73
三	—	—	2.78	0.53	3.32	3.42	1.37	4.78
四	—	—	3.98	1.00	4.99	4.67	2.02	6.69
五	0.2	—	4.86	2.22	7.09	5.89	2.87	8.77
六	2.1	0.6	8.35	3.99	13.35	8.05	4.62	12.67
七	10.8	3.4	15.50	8.11	23.61	14.18	9.05	23.23
八	54.5	28.4	26.19	19.03	45.22	20.05	15.45	35.50
計	67.6	32.4	64.66	35.34	100.00	63.13	36.37	100.00

註 1875年分は仲新著『近代教科書の成立』一〇一頁、第6表よりとる。
 1878年分は「文部省第六年報」一六七・一六八頁統計より算出。
 1881年分は「文部省第九年報」附録七四頁統計より算出。

三 自由主義の限界

自由教育論はその根底に近代市民社会における人民的意識を有つていた。中村敬宇訳「自由之理」（ミル原著・一八七一年刊）は、自由民権運動の思想的典拠となつたものであつたが、その巻之五「父母之聖務」・「政府定教養之方法不可也」の条下に、「政府ニテソノ父母ヲ強ヒテ、ソノ子ヲ教養セシメ、ソノ職分ヲ尽サシムベキナリ。」と述べられてゐる強迫教育の原理は、「政府ニテ、カクノ如キ教養ハ、為スベク、カクノ如キ教養ハ、為ベカラズト、ソノ方向ヲ定ムル事ノ不可ナル」^①ことを力説する教育に対する干渉の排除と、不可分のことと考えられてゐるのである。それは明かに政府が行つた現実の強迫教育と異質のものであつた。強迫教育が「往年ニ於テ学校設立ノ為メニ戸毎ニ説論ヲ加ヘタルノ官吏巡查ヤ、今日頗ニ干渉主義ヲ旨トスルノ地方官吏ノ如キハ、民権伸暢ノ為メニ大ニ功アル者ト言ハザルベカラズ。去リナガラ其功名ハ過テノ功名ナリ。」^②と、「民権弁惑」（一八八〇年刊）において、外山正一に

よつて弁護せられてゐるのは、それが文字通りの強迫であつたことを示すものである。

「民選議院設立建白」によつて政府攻撃の烽火をあげたいわゆる上流の民権運動が、一八八〇年の国会開設請願を契機として、全人民的な民主政治への要求となつて盛上つた時期において、集会条令の公布により官吏・教員・学生等の政談集会への参加が厳禁せられた。前年の全国的な政社の勃興は、「其身分ハ草野ノ百姓タリ商売タルニ過ギ」ぬ「純粹ナル人民」の政治運動によつて支持せられ、「一ニ虚無党ノ口吻既ニ高知県下ニ現ハレタルニ驚ク」^③報道が見られたのである。新聞の論説・演説会に対する警察的干渉と弾圧とを乗り越えて發展した自由民権運動が、一八八一年遂に国会開設の公約を獲得するまでに昂揚する情勢は、すでに一八七九年政府部内において「国憲」の確立として論議せられていたことに照応する。「今ヤ民心ノ帰向スル所ヲ察スルニ、政府ヲ奉載セサルナリ、政令ニ甘服セサルナリ。」との山縣参議の立憲政体に関する意見書が始まる、岩倉及び諸参議の建議には、「抑維新以来、我政府巨万ノ

資金ヲ消費シ、以テ斯民ヲ利導セシモ、純美ノ教化未タ起ラス（中略）政府ノ安危相判ルルノ秋ト言ハサル」^④を得ずとの情勢の把握が現われている。開化期における自由主義は、一八七九年の社会的・政治的転回を期として、現実的な展開を階級的利害とその立場の上に進めた。自由教育論の原理が「教育令」において文部官僚に援用せられたのも、その過渡的現象の現れである。制度の改廢の停滞にも拘らず、国家主義的教育が「政治と教育の分離」の上に、封建的儒教道德と家族制度の下の生活規範とを支柱として、國体の尊嚴への隨從を強制して行つた過程は、正しく藩閥專制政權の「秘密裡」の憲法起草への体制強化の時期に當つていた。

「平民々權」と称せられた自由民權思想の広汎な人民層への拡大は、政党結成の實踐的政治運動の展開において、自由党の綱領のうちに「社会改良」の文字を見るに至つた。しかしながら、自由教育論を積極的に主張し得たのは、いまだ未成熟ではあつたがその代弁者を有ち得たブルジョワ自由主義の陣營であつた。

福沢諭吉は文部省編纂の倫理教科書草案（一八八七年）を讀んで、「政府の撰に係るものを定めて教科書と為し官立公立の中学校師範学校等に用うるは諭吉の服せざる所なり」という反對的立場を明かにし、「本書の立言は人生戸外の公德を主として家内私徳の事には深く論究する所を見ず」^⑤と批判を試みている。それは彼の持説である「道德の教は人民の自由に任ず可し」、「道德の教は人情に従うものなり」^⑥というブルジョワ自由主義の見解の下になされたものである。彼はさらに封建的な儒教道德を「政治と道德とを混同するが故に道德の教に適合せず」^⑦と勇敢に排除する。しかしながら、少しく詳細に彼の教育論を検討するならば、そのブルジョワ自由主義の本質とその限界とを暴露することは容易なことである。

彼の道德教育論は一八八〇年代に「時事新報」の社説として發表せられた徳育に関する所論に窺うことが出来る。そこで彼は

「我輩の工夫は地方の中小学校は徳育の門に非ずと最初より覚悟を定めて唯智育一端の用に供せんと欲するものなり」^⑧

と述べている。一見道徳教育の否定ともみられるようなその主張は、彼の道徳観の根底に積つてゐる、その階級的性格から生れたものであると言われなければならない。

「社会の人民を平均して其心事の位を視察するときは決して一様な可らず所謂士人は中以上に位を占めて社会の上流に居り以下の群民に至つては報国尽忠の大義固より怠る可らずと雖も直に此一義のみを以てするも或は感動に鈍きの恐なきに非ず故に此下流の人民の爲めには宗教の信心を養ふこと至極大切な可し」

その下流の人民に大切な宗教とは、「我國は幸にして古来下流の人民に仏教を信ずる者多く民間の道徳は全く仏教より出でたるものなれば此習慣を維持して毫も之を妨ぐるることなく其教導のままに放任したらば民間の教育に足らざるものなかる可し」と周到に論じ去つた、封建的遺奥に沈淪する仏教である。さきに普通教育に示された道徳教育否定論の理由は、ここに明白となるであらう。中小学校のきりつめられた教育は実に「我日本の下流」に与えられるべきものである。しかも、彼が道徳教育に値し、かつ道徳教育を受ける余裕のある者と認めていた社会^①の上流に位する「士人」の心事とは、「我日本國の士人は宗教の外に居り

忠誠の一義を以て安心立命の標準と定めたる者なれば此一義を今日に拡張し益々報国尽忠の氣風を高尙にして徳教の専終る可し^②と陳べられてゐるように、彼の道徳教育論が最後の拠点としたものは、忠君愛國の精神であつた。「夫婦の倫理」に發する「家内の私徳」が出でて、「戸外の公德」に及ぶとき、それが國家主義への癒着に終るのであつた。

また、それとほぼ同じ時期に福沢にみられる教育制度論は、あからさまなブルジョワ的欲求によつて動機づけられている。彼はその「學問の獨立」（一八八三年）において、つぎのように強調する。

「我輩は今の日本の政治より今の日本の學問を分離せしめんとを祈る者なり即ち維新の初には百事皆創業に係り是れは官に支配す可き事夫れは私に属す可き者と明に分界を論ずる者さへなくして新規の事業は一切政府に歸し工商の細事に至る迄も政府より手を出す有様なれば學校の政府に属す可きは無論にして即ち文部工部にも學校を設立したる由縁なれども今や十六年間の政事次第に整頓するの日に當て内外の事情に照し合せ欧米文明國の事實を參考すれば我日本國に於て政府が直々學校を開設して生徒を集

め行政の官省に直々之を支配して其官省の吏人たる学者が之を教授するとは外国の例にも甚だ稀にして今日の時勢に少しく不都合なる如し」^⑧

それはすでに前年彼が「帝室論」^⑨において、官立学校を帝室の援助によつて私立化する方策として述べた、いわゆる「我輩の特論」の根本理念である。その学校松下げ論^⑩が一八八〇年代に現れたことについては多言を必要としない。

官業松下げが盛んに行われた当時の経済界における諸事実を前提として、教育上にもそのブルジョワ的意欲が学校松下げ論となつて露呈せられたのである。さらに彼がその学校松下げ論を潤色して、イギリスにおける事例を援用して、官学の帝室による賜与を切論したことは、消極的には学校松下げを以て高等教育施設をその陣營のうちに保有し、積極的には皇室の荣誉大権を肯定しようという、ブルジョワ的欲求を端的に表明するものであつたと言つてよいであらう。以上述べたことによつても、福沢の教育観の基底にあるその階級性は明瞭であらう。そこにはブルジョワ自身に必要である高等専門教育と、ブルジョワの利益に奉仕すべ

く与えられた普通教育という二つの教育が考えられていたのである。

興起しつつあるブルジョワ自由主義の有力な理論家として、福沢とならぶ田口卯吉にあつては、その自由主義的な経済思想に基いて、自由教育論はさらに徹底した表現と意識とを具えていた。「学制論」(一八八〇年)・「改正教育令」(一八八一年)の如き、その論述に見られる自由教育論を、東京府会の庶民夜学校の廃止に関する彼の評論に探つて見る。「今ま常置委員の意見庶民夜学校を廢するに決したるは自由教育論の一大勝利にあらずや」^⑪と、彼は快哉を叫ぶ。彼の勝利感は「抑も庶民夜学校の設けたるや全く干渉教育の最高点に達したる一主義より出ずるもの」との前提に立ち、「若し此学校の設けあらざるときは下等の人民は文字を知る能はざるべし」^⑫と考へた地方吏僚の独善的態度との抗争によつて獲られたものである。しかもその自由教育論たるや彼自身の言を藉りて言えば、露骨な有産教育論であるに過ぎない。「学校に通ひて得る所は唯だ文字を知るに止ま」り、「文字を知るの要は財産の余裕ある

ものに限る^⑧』という彼のブルジョワ的教育観は、「下等社会は此等の教育なきを自ら不便とせざるなり。」^⑨と断定してはばからないのである。この小論が「商法講習所（幾變遷して一橋大となる——私記）は商業を旺盛ならしむるの主義多数にして終に設立し、庶民夜学校は全く廢止するに決した」^⑩東京府会常置委員の意見に關して述べられていることは、極めて示唆に富んでいると言わねばならない。

自由民権運動におけるいわゆる自由党左派の政治意識は、一八八二年の福島事件に始まる民衆の行動的實踐に裏付けられて、異常な昂揚を呈した。一八八二年肥前島原において結成せられた東洋社会党は、その綱領を敷衍して「旧來の弊習を矯正し貧愚の世襲を破壊する」ために「兒子共育」の項目を掲げている。それは朝野新聞における「欧州社会党論」・「露国虚無党事情」・「政理叢談」の革命論と同じく、時期尚早の「泡沫」であり、一つの観念的主張であつたとはいえ、例えば秩父事件における学校廢止の如き、從來の騷擾に見ることの出来なかつた實踐的要求と、共通の思想的意義を有することを認むべきであらう。

自由民権運動の發展が教育界・学校に及ぼした影響もまた著しいものであつた。專制政府はただに國家教育の崩壞を恐れたばかりではなく、かえつてその反擊のために学校組織を動員することを敢てしたのである。教育と政治との分離が國家主義的教育方針のもとに儒教的徳育の復活として、顕著に現れてきたのも恰度一八八〇年代であつた。一般民衆に對する教化のため学校教員が使役せられ、地方における私立学校の政治思想の啓蒙に對処するため、あらたに公立学校を設置する等の事が行われたのは、民権を鼓吹し指導した新聞紙の盛況に對抗するために、政府が御用新聞の發行を企画したことと照応する、絶対主義内部の焦燥を表明するものであつた。したがつて、演説会において小學生が拘引せられ、教師が生徒を告発せざるを得なかつた悲劇や、大學生の學術講演会傍聴禁止、さては新聞雜誌購読禁止さえも行われるという情勢を醸し出したことは当然であつたといふべきである。

① 以上、中村敬宇訳『自由之理』（「明治文化全集」第五卷、七頁。）

- ② 『民権弁惑』(『明治文化全集』第五卷、二二六頁。)
- ③ 鈴木安藏著「自由民権」一八三頁、一〇一頁。
- ④ 信夫清三郎『自由民権と絶体主義』二七頁。
- ⑤ 『読倫理教科書』(『福沢全集』第九卷、四二四頁、四二一頁。)
- ⑥ 『通俗道徳論』(明治十七年十二月)の目次中の二項目。
- ⑦ 『徳教之説』第二(『福沢全集』第五卷、三七七頁。)
- ⑧ 『徳育余論』下(『福沢全集』第九卷、二七七頁。)
- ⑨ 文に就けて福沢は「既に習育と覚悟したる上は小学に入ては習字珠算に兼て少しく文書を学び、少しく物理を知るに止まりて之より上て中学の用は横文を以て普通学を教ふるの傍に漢字の意味と用法とを知らしめて十分なりと信ず」と述べて、普通教育の内容を最低にとゞめるべきであると主張する。
- ⑩ 『徳教之説』第六(同上書、三九〇頁。)
- ⑪ 『徳育余論』下(同上書、二七八頁。)
- ⑫ 「今世の学校は徳育の門に非ず強ひて之に依頼せんとすれば必ず私塾家塾なる可しと雖も私塾家塾は僅に上流の徳育に適す可きのみ」(同上書、二八〇頁。)
- ⑬ 『徳教之説』第六(同上書、三九〇頁。)
- ⑭ 『学問の独立』第一(『福沢全集』第五卷、五七四・五七五頁。)
- ⑮ 「我輩の持論は今の文部省又は工部省の学校を本省より分離して一旦帝室の御有と爲し更に之れを民間の有志有識者に附与して共同私有私立学校の体と成さしめ帝室よりは一時巨額の金匁を下附せられて永世保存の基本を立る歟又々帝室の

御分置中より学事保護の爲にとて定額を賜はる歟二様の内如何様にもす可きなれ」(『学問の独立』第四、同上書、五八四頁。)

⑯ この我輩の持論は、ほかに『帝室論』(一八八二年)、『徳育余論』(同年)、『政治と教育』(一八八三年)などに見える。

- ⑰ 「今回文部の学校を独立せしむるに就ては国庫より補助を与ふることなれば必ず政府と学校との間に特別の約束なる可らず向後政府にて不安心なりと思ふ所もあらば双方協議の上之を其条款に掲げ尙ほ不安心ならば約条改正を約するも可なり政府が人民と約束するは誠に珍しからぬ事にて例へば三菱会社共同運輸会社の如き官の保護金を与へて業を営ましめ其營業の方法に就ては約余の明文を掲げて曾て不安心の事実あるを聞かず学校を立て、人を教ゆるも汽船を作て航海するも其事柄には大なる相違はある可らず」(『政治と教育』第五、『福沢全集』第九卷、二九七頁。)
- ⑱ 『東京府会常置委員四大意見』(明治一四・六・五発行東・経六四号所載。「鼎軒田口卯吉全集」第五卷、一三〇頁。)
- ⑲ 同上書、一二七頁。
- ⑳ 同上書、一二八頁。
- ㉑ 田中惣五郎「東洋社会党考」二四頁。
- ㉒ 「京都府教育史」上、三八一頁以下、六〇二頁。
- ㉓ 「方今民間の有様を逆覽するに、其教育は果して何れの辺にある乎、小学校は唯、児童の教育に止まり、社会に影響を及

ほすこと固より遅々として、目下の施政上に頼むに足らず……」(信夫清三郎『自由民権と絶体主義』(『社会構成史(大系)』所収)三一頁。)

② 田中惣五郎編「資料日本社会運動史」第一巻、一四五—一五三頁。宮武外骨著「明治演説史」八五頁以下、九九頁以下、一五一頁、八四頁。

四 国家主義の擡頭

明治初年における我が国の近代的思惟の形成の過程にあつて、例えば民主主義の政治主張が果敢に戦われた自由民権運動においてさえ、その中心的思想が国権主義的性格を有するものであつたことは、すでに明かにせられているところである。したがつて、教育理論における啓蒙期として、ヨーロッパ・アメリカの教育制度や教育学説の模倣とその撰取が一般的であつた一八八〇年代においても、教育思想の根底に横たわる国家主義的思想傾向は、それを看過することが許されないとと思われる。当時の教育思想を概観した最初のものの一つである、能勢栄の「新教育学」(一八九四年)は、その序言に約言して次の如く述べている。

「竊に按ずるに明治維新後の教育を一変したる原力となりて、現今直接に我が邦教育家の思想を支配するものは維新後舶来した欧米の教育書より出でたるもの多く、而して其の書に三種の時期あり。第一期は、彼日氏教授論那然氏小学校教育論学校通論等にして、共に米国人の著作なり。第二期は、斯氏教育論如氏教育学倭因氏教育学等にして、共に英国人の著作なり。(中略)第三期は、根氏教授論倫氏教育学格氏教育学等にして、法国人と独国人との著作なり。」

第一の時期における概論書は、いわゆる開発主義の教育に属するもので、ペスタロッチ流の教授法の紹介である。ペスタロッチの思想が容易に受入れられたのは、その主張が「教育ハ天地自然ノ道理ヲ教誨ス可シ」という天然教育であつたことに基くゆえであろう。あだかもそれはかの自由民権論において、ルソーの啓蒙的思想が天賦人權の理念として信奉せられたことに照応し、その自然法的な信条が近代思惟形態の最初のものとして、登場したと考えることができる。しかも、我が国においては当時いまだ充分に理解せられなかつたのではあつたが、ペスタロッチの人道主義的立場は絶対主義的キリスト教的權威の下に昇華した自然

法的社会教育論であつたことはいうまでもない。第二の時期におけるスペンサーの教育論は、その徹底したブルジョワ・イデオロギーの所説において、同時にまた自由民権論の権輿たる著者の盛名において、まさに一時を風靡したものであつた。「一たびスペンサルの学説となりて如何なる知識が最価値ありやと商売的に教育を論^⑧ずる有様であつたと伝えられている。スペンサーの功利主義に立つ教育論は、産業資本家の立場を遺憾なく代弁し、教育と社会・経済とを直結したものであつた。すでに明かにせられている「スペンサーに於ける二つの魂」^④によつて、在朝在野の兩陣營に信奉者を得ていた理由が、彼の教説自体のうちにひそむ支配階級の秩序としての社会学に求められるばかりではない。自由民権論が叫ばれざるを得なかつた当時の社会的現実のうちに生き、しかも日本の置かれた国際的環境において、国権論を離れることが出来なかつた民間政論家が、スペンサーの説く「社会有機体説」が現前しつつかある政治的情况に反抗し、かえつてその「自然法」的側面を高唱して、その訳書を「王充ノ論衡ニ比」したことは誤りではなかつ

た。それにしてもペスタロッチのルソー的理解に対比して、スペンサーにおけるその国権主義的性格が、加藤弘之・外山正一・有賀長雄等の追隨者を生んだことは注目に値することである。第三の時期として挙げられたヘルバルトの紹介は極めて積極的に行われた。彼の五段階教授法が教育実践における好手段として迎えられたこともその理由である。しかしながら、何よりもその倫理学的教育理念が、当時の儒教的教権主義を満足させたことは否定出来ない。国権論が勝利を得た一八九〇年代において、ヘルバルト教育学の主流は「科学的教育学」と自称した。それは国家主義的教説への道を開いたものであつた。

欧化の傾向は国家主義の伸長に対してはそれ自体一つの矛盾である。したがつて、その間に幾多の混乱と錯誤とを生じたことは言うまでもない。例えば一八八〇年文部省が刊行した尺振八訳「斯氏教育論」は、文部官僚の本能的意図の適確さにも拘らず、民間における自由教育論の風潮のうちに同化し、翌年ウェーランドの修身書とともに、余りにも自由主義的なものとして絶版にせざるを得なかつたよ

うな事態も生起していたのである。

一八八〇年代の終りに封建的思维的新しい世代が現れつつあつた。この洋化せる東洋主義がになつた歴史の意義は著大である。一八八一年における自由民権運動の沸騰は、国会開設の公約を獲得したが、その全人民的な政治的結合を可能ならしめるような社会的・経済的基盤は未成熟であつた。その後僅か二三年にして自由党の解党・改進黨の虚脱が政府の弾圧下に行われた。明治年間の政治思想の背後に横わる国権論的傾向は、すでに大井憲太郎の「大阪事件」に見られる如く、韓鮮問題に紛糾しさらに条約改正問題を契機として表面化した。大同団結と呼ばれる在野勢力の藩閥専制政権に対する結果は、憲法制定を目臆にひかえて、政党勢力の最後の反撃となつた。「地租軽減」・「言論集會の自由」・「外交政策の挽回」という政党の主張は、その反政府運動のうちにおいて分裂し、社会運動・農民運動への前進と「対外硬」の国家主義への急転となつた。「この時自由民権運動の進歩的本領は、わずかに国家権力との抗争の實踐によつて保たれていた。」^④といわれる一八八〇年代

の自由党左派の政治的立場が崩壊したのである。「対外硬を旗幟に右翼保守派との連合戦線方策を試みた創始はむしろ自由党の大同団結運動にあり、就中その推進力となつた左派の領袖、大井憲太郎・中江兆民らであつたのである。」

「大同団結運動の反政府的気運の昂揚が（中略）反動派領袖の利用するところとなり、自由民権運動にとり致命的な国粹主義的傾向を助長せしめる結果となつた。」と述べられた、自由主義の悲劇的結末が見られたのであつた。「条約改正」へのブルジョワ的意欲のうちに萌芽した自由民権論の沸騰が、ふたたび「条約改正」に反対する国権論に終つたことは、一八八〇年における自由主義の限界を物語るとともに、自由主義の社会的地盤の狭隘さを露呈するものであつたといえよう。民権論の国権論への転回によつて、自由主義の脅威をまぬがれた絶対主義は、ゆるぎなき基礎の上に立つて保安条令の弾圧的行使により、一挙にその確立を完遂することができたのであつた。

「夫れ欧化主義は明治政史の生命なり。……」

然るに漸くにして之に対する二個の反動は起れり。一は精神的反

動にして、一は純然たる反動なり。一は即ち『國民の友』（主幹 徳富蘇峰―私記）之を代表して、一は即ち三宅雪嶺等の『日本人』之を代表す。『國民の友』は二十年二月を以て第一号を発刊し、『日本人』は二十一年四月を以て初号を公にせり。而して『國民の友』を出せる民友社と『日本人』を有する政教社とは終始趣味ある対照をなし来れり。

政教社は欧化主義其ものに反抗せんが為に起されたり。然れども彼の國粹主義は其理論に於て到底伊藤等の獨逸主義と一致すべきの運命を有したり。而して『日本人』は忠君愛國思想の鼓吹者となれり。民友社は欧化主義の潮流に乗て起れり。然れども伊藤等の貴族主義に反対して平民主義を鼓吹するものなりき。但だ彼の論ずる所は昔日の自由民権論に非ざりき、物質的実利論に非ざりき。彼は物質的実利論に代ふるに精神的基督教を以てせり。自由民権論に代ふるに社会的理想を以てせり。而して其機関たる『國民の友』は実に日本に於ける社会主義的思想の有力なる宣言者、播種者となれり。^⑦

雑誌「日本人」が唱道した日本主義の性格を明かにするたために、「真善美日本人」に収められた陸奥の論文『國民論派』を瞥見する。

「國民的精神、此の言葉を絶叫するや、世人は視て以て夫の鎖國的精神又は夫の攘夷的精神の再来なりと為せり。偏見にして固陋

なる者は旧精神の再興として喜びて之を迎へ、淺識にして輕薄なる者は古精神の復活として嘲りて之を排したり。当時吾輩が國民論派を唱道するや、淺識者輕薄子の嘲りを憂へずして、寧ろ夫の偏見者固陋徒の喜びを憂ふ。」^⑧

陸の主張は守旧論派の代名詞となつた「國粹保存」に対する異議の申立てであり、その進歩性を強調しては、十九世紀後半におけるヨーロッパ大陸の國民主義によつて、「國民的統一」を高唱して「代議政治」を排したのである。それ故に、一八八〇年代の後半における絶対主義の粉飾としての政府官僚を中心とした欧化主義を、ナポレオンのアンピール様式と見立てることが出来たのである。高島炭坑問題に集中せられた雑誌「日本人」のエネルギーが、藩閥とそれに結ぶ巨商への攻撃という具体的な形において、社会的・政治的意義を有り得た理由を、そこに見出すことが出来る。絶対主義政權の壯嚴化は貴族主義として國民に映じた。『國民の友』が平民主義を標榜した意義も、そこから導きだすことが出来よう。

「自治の能なきものは人に治められざるを得ず、自營の力なきも

のは他に制せられざるを得ず、自由は智識の進歩して固有の能力を用ゆる者ほど多く之れを有す。貴賤の間に礼讓存し貧富の間に敬愛行はれ、而して後に始めて平等の義、国民一致の実相を見るべし。国民論派は此の点よりして教育の要件たることを信す。」

絶対主義政権に対する国民的反抗として現れた国民主義が、その本質的な思想傾向に基いて、社会調和への教育論に終らざるを得なかつたことは当然であろう。したがつて、「偽悪醜日本人」が当時の社会現実を抉剔して余す所がなかつたとしても、「学弊」の結論として精神主義を賞揚し得たに過ぎなかつたのである。

「当今教育社会の一般は人の精神を養ふ事を忘れ、外観末技の教育のみに注目するものゝ如し。昔は諸大家皆門生を養て先づ其精神を鍛練し、而して技芸を授けたり。今や即ち無し、後來コンニヤクの如き動物漸く増加せん、実に慨嘆に堪へざるなり。」^⑧

この旧幕時代の郷愁に續けて宗教界への忠告が語られる。

「殊に経済社会の不平均より貧人愈増加するの傾向あり、今後下流社会は教育も充分行届く能はず、経済上には常に劣敗の位置に立ち一方には謬信に陥るを見る。(中略)或は社会党となり、或は宗教一揆となり、一時の擾乱を惹

起するや必せり。大宗教に従うもの能く謬信者を導かざるべからず。政治経世の局に当るもの又此等を愛護せざるべからず^⑨と云うのである。一八九〇年代における国家主義の思想的基盤は、まさにそのような一つの方向に開けたのである。

政府における国家主義的教育施策の進展は、一八八〇年代における自由民権運動の発展と軌を一にして進んだ。教育制度の改廢が「安備なる教育」の要請のもとに行われた時期にあたり、国家主義への前進という政府がとつた態度は、民論に対する對抗策であることを意味していた。国家主義が教育実践の上に刻印せられた端緒は、一八七九年天皇が「去秋各県ノ学校ヲ巡覽シ生徒ノ芸業ヲ驗スルニ或ハ農商ノ子弟ニシテ其説ク所多クハ高尚ノ空論ノミ(中略)此輩他日業卒リ家ニ歸ルトモ再ヒ本業ニ就キ難ク、又高尚ノ空論ニテハ官トナルモ無用ナルヘシ加之其博聞ニ誇リ長上ヲ侮リ県官ノ妨害トナルモ少ナカラサルヘシ是皆教学ノ其道ヲ得サルノ弊ナリ^⑩」と指示したことにあるとせられている。翌年に調査教科書表の頒布が行われ、「学校教科

書ハ国安ヲ妨害シ風俗ヲ紊乱スルカ如キ事項ヲ記載セル書藉」を採用せぬように命じた。それは「純良ノ國民ヲ養成スル」ことが普通教育の目的であつたからである。また、すでに小学校教則に「国体学口授」が最低学年で与えられていたが、一八八一年修身を必修に加え、歴史教育は「殊ニ尊王愛國ノ志氣ヲ養成セシム」るものとされた。前年教育令制定にあたり文部省案は「生徒ヲシテ道德ノ性情ヲ涵養シ、愛國ノ主義ヲ銘記セシムルハ、特ニ教員ノ注意スベキ者トス。」と記した。ついで一八八二年「尊王愛國ノ志氣ヲ振起シ風俗ヲシテ淳美ナラシメ民生ヲシテ富厚ナラシメ以テ国家ノ安寧福祉ヲ増進スル」^⑩重任を負う者として、小学校教員心得が定められた。「日本に於ける不敬罪的な事件は、この十五六年頃に端を發して居るようである。」^⑪という情勢は、一八八〇年代における皇道・儒教の伝統主義によつて粉飾された神権的權威の強調によつて醸成せられたものである。

すでに一八八一年の「幼学綱要」において、「年少就学、最も当に忠孝を本とし、仁義を先にすべし」と説かれた、

天皇制絶対主義下における児童像は、家長権的な古代家族の擬制下に束縛せられたのである。国会開設の公約のもとに擬制的立憲政が準備せられるに先立つて、普通教育における学童の家族制度のものと随従が予定されたことは、単なる封建的遺制の存続を意味したものではなかつたのである。そのような教育形態においてまた、最高学府における學術の研究が「國家の須要に應ずる」意義を有ち得たと考へても不思議ではないであらう。天皇制絶対主義の確立の結果としての帝国憲法に続いて、一八九〇年「教育勅語」の賜与が、神権的權威を具象する儀礼のもとに行われた。教育勅語が道德であることを越えて、宗教的意義を有することが明瞭となつたのは一八九二年のことである。内村鑑三が第一高等中学校における勅語拝読式上不敬不礼とせられた事件、熊本英学校の違勅事件、「神道は祭天の古俗」の史海掲載問題による久米邦武の非職等が統發した。ついに教育時論に掲載された「宗教と教育との關係につき井上哲次郎氏の談話」が、キリスト教に対する國家主義の抗争の端緒となり、天皇の神格化が完遂せられたのである。

国家主義的教育の国家的性格は、「学校令」によつて規定せられ、「帝国憲法」と「教育勅語」によつて明確なものとなつた。しかしながら、それは二度の大陸戦争によつて初めてその本質を露呈したものと見えよう。大隈重信はいう。「教育普及の結果として（中略）維新前に四十万の武士に限られたる教育は、維新後に於て国民全般の教育となりたるに由り、一旦大事あるに会しては、国民皆兵となり、能く国家を守り、以て強大の外敵に打勝ちたるものなり。」^⑥と。このようにして明治教育は絶対主義専制政府の政治的勝利の上に、国家権力における権威が確立され、知性の啓培としての教育の自由を奪うにいたつたのである。民権派の闘士植木枝盛はその著「民権自由論」の結語にいう。

「この様な国（所謂專制の一国―私記）では政府平生人民の自由を压制し活潑の力を滅し卑屈の性を成さしめ、国内を整頓して一も違背抵抗する者もなきに至れば自ら謂て世界太平洋國礎長久万民安全なりと意氣揚々として誇り居れども、一たび外敵侵し来てその政府を突き踏せば、人民は最早抛り棄く所を失ひ更に敵人の制衡を受くるのみなり。（中略）その政府の方より言はば、己れ充

分に奴隸の教育をもてその民を卑屈に養ひ、敵の伐ち取るにはいと都合よく便利なる様になし、敵を速ぎ敵を求して且つ敵のなき好む儘に任せ、何の意地なく之を与ふるに俚し。（中略）さらばこの國は初めより民権を張り自由を伸ばすが肝心なれ。」^⑥

すでに帝国主義的競争のアジアへの侵潤を見つつあつた時期に、絶対主義への形成のもとにあつて、自然法的人権主義の啓蒙的思想の移植とその学習を始めた日本の思想界は、封建的貢租の実態を存した地租収奪の原蓄過程のうちに、狭隘な経済的・社会的基盤の上において、反封建闘争を展開せざるを得なかつた。国家主義は藩閥専制政体の本質であつたばかりでない。資本主義生産の発達が充分でなく、ブルジョワ民主主義の未成熟な当時においては、自由民権運動もまた階級の分化と経済的危機のうちより造成せられた国内的諸矛盾を克服する社会的変革へのエネルギーとして結集せられることに敗れ、やがて軍事的には大陸への膨脹を期待し、封建的な藩閥権力への癒着を招かないわけにはゆかなかつた。

明治思想史の岐路は、一八七九年に始まる数年間自由民

権運動のうちに求められるべきであらう。

- ① 能勢栄著「新教育学」(一八九四年刊叙言、一頁。)
- ② 漢加斯底爾訳『彼日氏教授論』(「明治文化全集」第十卷、一四六頁。)
- ③ 能勢栄「新教育学」叙言、五頁。
- ④ 清水幾太郎「日本文化形態論」四一頁以下。
- ⑤ 遠山茂樹『民法典論争の政治史的考察』(「法学志林」第四十九卷、第一号、七一頁。)
- ⑥ 同上書、七二・七三頁。
- ⑦ 石川旭山編『日本社会主義史』(「明治文化全集」第二十一卷、三四七頁。)
- ⑧ 三宅雄二郎述『真善美日本人』(「明治文化全集」第十五卷、四三八頁。)
- ⑨ 同上書、四四三頁。
- ⑩ 三宅雄二郎述『偽悪醜日本人』(「明治文化全集」第十五卷、五一三頁。)
- ⑪ 同上書、五一八・五一九頁。
- ⑫ 玉城肇著「明治教育史」三二・三三頁。
- ⑬ 『教育令制定理由』(「明治文化全集」第十卷、三八六頁。)
- ⑭ 「明治学制沿革史」九七五頁。
- ⑮ 「資料日本社会運動史」第一卷、一四六頁。
- ⑯ 大隈重信『開國五十年史論、開國以後の発展』(「開國五十年史」上巻、六二・六三頁。)

明治教育史の思想的背景

⑮ 植木枝盛『民権自由論』(「明治文化全集」第五卷、一九三・一九四頁。)

お知らせ

今般「史林」の独立刊行にともない、
会費は年額四〇〇円(一冊一〇〇円)と
改められました。別刷の振替用紙でお払
い込み下さるようお願い致します。
なお既にお払い込み済みの方の超過分
は、新会費に換算して計算致します。ま
た、もし不足分のある方は、既に通知し
てある筈ですが、至急お払い込み下さる
ようお願い致します。

that the thought expounded by Lo-tse (老子) and Chuang-tse (莊子) is a representation of Chinese liberalism. It also represents, to a lesser degree, a liberalism particularly Oriental. Utter submissiveness is the remarkable feature of their thought, and they sought for freedom under submissiveness. Great is their thought as an individualist liberalism, but as it was brought up in the weak under the despotism of the feudal China, it also gave rise to indifferentism to the secular matters, and found its favorable bed among those circles who had escaped from the despotic beurocracy of their age. Since the Sung (宋) dynasty, however, with the emergence of modern society, and with the development of these social classes as well, this eremitic feature dropped away from their thought, and found its way into the secular world. I have once analyzed the Chinese history from the viewpoint of this interrelation between despotism and escaptism, and thereby attempted at its periodization. This article centers in the Liuchao (六朝) era and will illustrate some aspects of it by the adaptation of this method.

A Study of Educational History during the Meiji Era

by

R. Oishi

Needless to say that education played a great role in the formation of the modern thought in Japan, but many attempts have failed to define it on account of their depreciation of its background. On what basis the popular desire was formed and how it was reflected in the general trend of thought—these are the fundamental questions with which we have to do in considering the development of modern thought, especially in connection with the general modernization of this country. The object of this article is to illustrate some of the institutional developments of common education from the ideological standpoint. The development thereafter will later be treated separately as a question of professional education.